

令和3年第1回摂津市議会定例会

議案参考資料
(議案第35号)

令和3年3月25日提出

摂 津 市

摂津市個人情報保護条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 略</p> <p> 第1節・第2節 略</p> <p> 第3節 審査請求等(第30条—第40条)</p> <p>第3章～第5章 略</p> <p>附則</p> <p>(収集等の一般的制限)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 実施機関は、要配慮個人情報の収集等をしてはならない。ただし、法令又は条例等(以下「法令等」という。)の定めがあるとき、<u>その他正当な行政執行を行うために必要とし、かつ、その権限の範囲内で行うときについては、この限りでない。</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 略</p> <p> 第1節・第2節 略</p> <p> 第3節 審査請求等(第30条—第40条)</p> <p> <u>第4節 個人情報保護審議会(第40条の2)</u></p> <p>第3章～第5章 略</p> <p>附則</p> <p>(収集等の一般的制限)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 実施機関は、要配慮個人情報の収集等をしてはならない。ただし、法令若しくは条例等(以下「法令等」という。)の定めがあるとき、<u>又は摂津市個人情報保護審議会(第40条の2第1項を除き、以下「審議会」という。)</u>の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために当該個人情報が必要であり、かつ、欠くことができないと実施機関が認めるときは、この限りでない。</p>

(収集方法の制限)

第8条 略

2 略

(1)～(5) 略

(6) 前各号に掲げる場合のほか、本人から収集することにより、個人情報取扱事務の目的の達成に支障が生じ、又はその円滑な実施を困難にするおそれがあることその他本人以外のものから収集することに相当の理由があると実施機関が認めるとき。

3 略

(利用及び提供の制限)

第9条 略

(1)～(4) 略

(5) 前各号に掲げる場合のほか、公益上の必要があり、かつ、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと実施機関が認めるとき。

2 略

3 実施機関は、公益上の必要があり、かつ、個人情報につ

(収集方法の制限)

第8条 略

2 略

(1)～(5) 略

(6) 前各号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いた上で、本人から収集することにより、個人情報取扱事務の目的の達成に支障が生じ、又はその円滑な実施を困難にするおそれがあることその他本人以外のものから収集することに相当の理由があると実施機関が認めるとき。

3 略

(利用及び提供の制限)

第9条 略

(1)～(4) 略

(5) 前各号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要があり、かつ、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと実施機関が認めるとき。

2 略

3 実施機関は、通信回線を用いた電子計算機その他の情報

いて必要な保護措置が講じられていると認める場合を除き、通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合(実施機関が保有する保有個人情報を実施機関以外の者が随時入手することができる状態にするものに限る。)により、保有個人情報を実施機関以外の者に提供してはならない。

機器の結合(実施機関が保有する保有個人情報を実施機関以外の者が随時入手することができる状態にするものに限る。)により、保有個人情報を実施機関以外の者に提供してはならない。ただし、審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要があり、かつ、個人情報について必要な保護措置が講じられていると実施機関が認める場合は、この限りでない。

第4節 個人情報保護審議会

第40条の2 この条例の規定によりその権限に属することとされた事項その他個人情報の保護に関する重要事項について調査審議するため、摂津市個人情報保護審議会を設置する。

2 審議会は、委員5人以内で組織する。

3 審議会の委員は、個人情報の保護に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

4 審議会の委員の任期は3年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

5 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

第54条 第33条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第5章 罰則

第54条 第33条第5項又は第40条の2第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案																						
<p>別表(第 2 条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="264 550 772 606">区分</th> <th data-bbox="772 550 1086 606">報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="264 606 772 726">略</td> <td data-bbox="772 606 1086 726">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="264 726 772 790">事務執行適正化第三者委員会委員</td> <td data-bbox="772 726 1086 790">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="264 790 772 845">統計調査員</td> <td data-bbox="772 790 1086 845">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="264 845 772 965">略</td> <td data-bbox="772 845 1086 965">略</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬の額	略	略	事務執行適正化第三者委員会委員	略	統計調査員	略	略	略	<p>別表(第 2 条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1164 550 1668 606">区分</th> <th data-bbox="1668 550 1982 606">報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1164 606 1668 726">略</td> <td data-bbox="1668 606 1982 726">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1164 726 1668 790">事務執行適正化第三者委員会委員</td> <td data-bbox="1668 726 1982 790">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1164 790 1668 845">個人情報保護審議会委員</td> <td data-bbox="1668 790 1982 845">日額 <u>9,000 円</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1164 845 1668 901">統計調査員</td> <td data-bbox="1668 845 1982 901">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1164 901 1668 1021">略</td> <td data-bbox="1668 901 1982 1021">略</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬の額	略	略	事務執行適正化第三者委員会委員	略	個人情報保護審議会委員	日額 <u>9,000 円</u>	統計調査員	略	略	略
区分	報酬の額																						
略	略																						
事務執行適正化第三者委員会委員	略																						
統計調査員	略																						
略	略																						
区分	報酬の額																						
略	略																						
事務執行適正化第三者委員会委員	略																						
個人情報保護審議会委員	日額 <u>9,000 円</u>																						
統計調査員	略																						
略	略																						